

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年5月8日

島根県警察本部長 中村 振一郎

### 1 入札の内容

#### (1) 入札の件名

令和8年度交通流監視カメラ装置回線利用契約 1式

#### (2) 仕様等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間等

##### ア 初期導入期間

契約の日から令和8年10月31日までの間とする。

##### イ 回線利用期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日までの間とする。

#### (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該機関を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気通信事業法第9条の登録を受けた者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買・借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241~2244

#### (2) 入札説明会

実施しない。

#### (3) 入札説明書の交付期間

令和8年5月8日から同年5月21日までの間

(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

#### (4) 入札の日時及び場所等

ア 入札日時 令和8年6月25日(木)午後4時

イ 入札場所 (1)の場所

ウ 郵便により入札を行う場合

書留等配達記録が残るものに限る。

令和8年6月25日(木)午後4時までに(1)の場所に到着していること。

#### (5) 開札の日時及び場所等

ア 開札日時 令和8年6月26日(金)午前10時

イ 開札場所 島根県警察本部7階 聴聞室

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県会計規則第22号)第61条第1項の規定により、回線利用に係る金額を賃貸借期間(回線利用期間)の月数で除し、12を乗じて得た額と初期導入に係る金額の合計金額の100分の5以上を徴収すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

### 6 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、回線利用に係る金額を賃貸借期間(回線利用期間)の月数で除し、12を乗じて得た額と初期導入に係る金額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

期限までに当該書類を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取り止め、又は延期することがある。

9 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 不当介入への対応

この入札に参加を希望する者が、入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

12 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

13 その他

詳細は、入札説明書による。